

## 掲載基準修正等提案

※下線部は、特に御検討いただきたい部分です。

### 2. 教材掲載基準

1) 消費者教育ポータルサイトに掲載する教材等については、以下の基準を満たすこと。

- (1) 消費生活を取り巻く現代的課題に答える教育資料であること。
- (2) 中立公平で普遍的な内容であること。特に、次の各項のいずれにも該当しないもの。

- ① 特定の営利企業や商品などの宣伝又は販売を想起させる表現があるもの
- ② 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難したりするところがあるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑤ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ⑥ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ⑦ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑧ 残酷な描写や卑猥性が高い描写等があるもの
- ⑨ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- ⑩ 虚偽、誇大、不正確な表現のもの。内容が不明確なもの
- ⑪ 社会的に不適切なもの
- ⑫ 国内世論が大きく分かれているもの
- ⑬ 射幸心をあおるもの
- ⑭ 消費者教育ポータルサイトに掲載する教材として不適当であるとして消費者庁が判断するもの。

(3) 正確で信頼できる内容であること。特に、最新の法令等に準じていること。また、法令の改正等の際し速やかに内容を更新できるものが望ましい。

(4) 著作物の引用等をしている場合に、出所の明示その他著作権法上必要な措置が講じられていること。

2) 消費者教育ポータルサイト掲載情報検討会（仮称、消費者教育推進会議〔情報利用促進小委員会〕の下に設置）により、消費者教育ポータルサイトに掲載する教材としての適格性が認められること。

### 3 「出前講座」等掲載基準

1) 消費者教育ポータルサイトに掲載する出前講座等に関する情報については、以下の基準を満たすこと。

- (1) 消費生活を取り巻く現代的課題に応える講座であること。
- (2) 都道府県、市町村、公益法人、NPO、消費者団体、事業者団体、法曹団体等が運営し、公共性が高く、中立公平な立場から実施されていること。
- (3) 当分の間、継続的な実施が見込まれること。

2) 消費者教育ポータルサイト掲載情報検討会（仮称、消費者教育推進会議〔情報利用促進小委員会〕の下に設置）により、消費者教育ポータルサイトに掲載する出前講座等としての適格性が認められること。

### 4. 取組掲載基準

1) 消費者教育ポータルサイトに掲載する取組（実践事例、その他）に関する情報については、以下の基準を満たすこと。

- (1) 消費生活を取り巻く現代的課題に応える取組であること。
- (2) 都道府県、市町村、学校、公益法人、NPO、消費者団体、事業者団体、法曹団体等が運営し、公共性が高く、中立公平な立場から実施されていること。
- (3) 他の消費者教育の担い手の参考となる先進的かつ独創的な取組であること。
- (4) 具体的な取組の様子・状況を提示・公開できること。

2) 消費者教育ポータルサイト掲載情報検討会（仮称、消費者教育推進会議〔情報利用促進小委員会〕の下に設置）により、消費者教育ポータルサイトに掲載する取組としての適格性が認められること。